

事務局案	所管省庁の意見
<p>【電源開発事業、送電変電施設の整備事業等】 ○民営化に向けたスケジュール等を確定する。</p>	<p>電源開発株の民営化については、電気事業制度に関する検討の一環として検討を進め、平成9年の閣議決定に基づく民営化のための条件整備の進捗状況を踏まえながら、スケジュール等の明確化を図る。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【関西国際空港の設置及び管理事業】 現行の採算性の見直しには問題があることから、昨年末の大臣合意を踏まえ、関西国際空港2期事業の今後の安定的な実施、収支採算性の確保を図るため、採算性の見直しを行い、事業スキームの再構築を図る。</p> <p>採算性の現状及び見直しに関し、その根拠等を含め情報公開する。 また、株式会社として、株主等投資家に対して情報開示に努め、採算性の現状及び見直しに関し十分に説明を行う。</p>	<p>昨年12月の大蔵・運輸両大臣間の合意を踏まえ、14年度概算要求時までには事業スキームの再構築の成案を得るよう現在検討中。</p> <p>指摘のとおり対応。具体的には、関空会社は、採算性の現状・見直しについては、企業会計原則に則った財務諸表の公表や投資家説明会の開催など、民間企業並みの十分な情報公開を実施することで対応。 なお見直しについては、 昨年10月「関西国際空港の運営及び経営状況について」 昨年11月「2期滑走路供用開始後の経営見直しについて」 を公表しているところ。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【たばこの製造、販売及び輸入等事業】 財政制度等審議会における、経営のあり方やたばこ事業への公的関与のあり方等に係る検討を踏まえつつ、民営化するための前提条件、民営化に向けたスケジュール等を明らかにする。</p>	<p>事務局の見直し案に同意見である。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【地域会社が発行する株式の引受及び保有等】 国の安全確保や電気通信の公共性等に配慮しつつ、NTT持株会社に係る政府保有株式の問題など民営化するための前提条件、スケジュール等を明らかにする。</p>	<p>ユニバーサルサービスの提供等の責務を有するNTTの公共的役割の重要性に鑑み、その安定的な経営を達成する目的から設けられたNTT株政府保有義務については、「規制改革推進3か年計画」に基づき緩和する方向で検討を進めることとされている。今後、本件を審議中である情報通信審議会での審議結果等を踏まえ、適切に対処する。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【旅客鉄道事業】 既に、民営化の方向が示されており、その条件等をより明らかにする。</p>	<p>J R 北海道については、グループ企業も含め、安定的な経営基盤が確立された段階において完全民営化が可能になると考えられる。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【旅客鉄道事業】 既に、民営化の方向が示されており、その条件等をより明らかにする。</p>	<p>J R 四国については、グループ企業も含め、安定的な経営基盤が確立された段階において完全民営化が可能になると考えられる。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【旅客鉄道事業】 既に、民営化の方向が示されており、その条件等をより明らかにする。</p>	<p>J R九州については、グループ企業も含め、安定的な経営基盤が確立された段階において完全民営化が可能になると考えられる。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【貨物鉄道事業】 既に、民営化の方向が示されており、その条件等をより明らかにする。</p>	<p>J R 貨物については、グループ企業も含め、安定的な経営基盤が確立された段階において完全民営化が可能になると考えられる。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【奨学金貸与業務】 無利子資金の対象者は、「優れた学生であって経済的理由により修学に困難があるものに対し、学資の貸与等を行う」という法律の趣旨に則った絞込みを行う。</p> <p>有利子資金は、債権の管理・回収の業務は全面的に民間委託化するとともに、国民生活金融公庫の教育貸付と統合した上で、「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、市場のニーズに応じ、例えば民間金融機関の貸付債権を証券化する手法の導入・活用を図る。また、直接融資は、政策的に真に必要なものに限る。 (注)証券化に当たっては、リスクプレミアムの設定等、貸付けを行った金融機関と適切にリスク分担を行い、結果的に補給金の増加につながらないようにする必要がある。</p> <p>若手研究者の確保という政策目標の効果的達成の手法として、無利子資金の大学院生返還免除制度は廃止し、若手研究者を対象とした競争的資金の拡充を行う。</p> <p>高校生を対象とした資金は、閣議決定の趣旨に即し、早急に条件を整備して地方に移管する。</p>	<p>無利子奨学金は、法の趣旨に則り、学力基準及び家計基準に基づき対象者を厳選して、適正に執行している。</p> <p>むしろ、我が国の高等教育に対する公財政支出充実の要請や、経済財政諮問会議の「骨太の方針」等で「奨学金の充実」が提言されていることなどを踏まえた、奨学金制度全体の充実要請への対応が課題と認識。</p> <p>債権の管理・回収業務の民間委託化は、コスト増から必ずしも適当でない。回収業務については、一層の努力とともに、債務保証制度の導入を含め、積極的に改善策を検討。</p> <p>有利子奨学金は、長期低利融資、返還困難時の返還猶予等様々な教育的配慮を有しており、国民生活金融公庫の教育貸付とはその機能が異なる。有利子事業の在り方については、回収業務の改善策及び奨学金制度全体の充実の観点から検討。</p> <p>貸付債権の証券化は、コスト負担等を考えると必ずしも適切でない。なお、米国では、同様の施策の反省から、国による直接融資を中心とする制度へ近年転換。</p> <p>大学院の返還免除については、「育英」の趣旨に立った給費制の導入等を含めた見直しの中で検討。</p> <p>高校奨学金については、関係省庁との連携の下に、各種条件等の整備に努め、都道府県に移管する方向で検討。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【診療報酬の審査・支払い等】 社会保険診療報酬支払基金がレセプト審査・支払いを独占している現行制度を改め、競争原理を活用すべく、保険者自らによる審査・支払い、保険者による民間事業者への委託、複数の審査・支払い機関の存在を認める制度に変更する。</p> <p>レセプト審査において、当該支部の都道府県内の医師に委嘱しないこととする等、審査の公平・公正性に対する国民の信頼が一層高まるよう運用の改善を図る。</p> <p>レセプト電算処理を始めとするIT技術の活用等により、保険者から徴収する手数料の抜本的低減を図る。</p>	<p>保険者と医療機関との合意により、保険者自らがレセプトの審査支払を行うことについては、基金の審査支払システムを阻害しないこと等を前提に、対応を検討する。この場合、保険者による審査の民間事業者への委託についても、適正な審査の確保、個人情報保護等の問題に留意しつつ、対応を検討する。膨大なレセプトの審査支払を適正・効率的に行うには、基金が一元的に行うことが合理的である。</p> <p>レセプト審査は、保険者・診療担当者代表及び学識経験者の三者構成の医師等から成る審査委員会で行うなど、公平・公正な審査の確保に努めており、他の都道府県の医師等への委嘱については、実務上困難であり成果も疑問である。基金の審査に関する情報公開を進め透明性を高めることにより、審査の公平・公正性に対する信頼の確保を図る。</p> <p>レセプト電算処理の普及を図るため、大病院での導入実例など事務効率化のメリット提示等による参加促進、傷病名コードの見直し等の環境整備に積極的に取り組む。こうしたレセプト電算処理の推進による業務効率化や厳格なコスト管理により審査支払手数料の適正化を図る。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【公共放送事業】 民間と競合する新たな業務の拡大を抑制する仕組みを検討する。 子会社等との随意契約は他に委託先がない場合に厳に限る。</p>	<p>日本放送協会の業務範囲、子会社等との関係の在り方については、インターネット利用の適否も含め、現在開催中の研究会の検討結果も踏まえ、適切に対処する。 なお、日本放送協会の業務範囲や子会社等（出資、業務委託等）については、放送法上、一定の制約が存在する（注）。</p> <p>（注）業務範囲の法定（第9条）、法定外業務への支出禁止（第39条）、出資の認可（第9条の2）、業務委託基準の届出（第9条の3）等</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【奄美群島内事業者に対する政策金融事業（融資、出資、保証）】 保証業務については、保証総額と比較し保証基金の額が著しく少ないなど財務上問題があることから、保証総額の縮小等財務の健全化のための措置を講ずる。</p> <p>融資業務については、延滞債権比率が非常に高く、財務上問題があることから、民間金融機関への委託を含む融資形態の見直し、リスク管理の強化など、財務の健全化のための措置を講ずる。</p> <p>出資業務については、実績がなく意義に乏しいことから、廃止する。</p> <p><以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。> 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p> <p>金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。</p> <p>政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p>	<p>保証需要の動向を踏まえ、適正規模の保証業務の推進を図るとともに、審査の厳格化、代位弁済の抑制、求償債権の回収強化等を通じた収支改善策を推進する。</p> <p>延滞債権の積極的な回収に努めるとともに、地域の実情を踏まえた融資形態について検討を行い、併せて審査の厳格化のための効果的な手法を検討し、リスク管理強化の徹底を図る。</p> <p>遠隔離島である奄美群島において産業の振興を図るという奄美基金の目的を踏まえ、地域における将来の需要を展望しつつ、その在り方について検討する。</p> <p>御指摘のとおり検討する。</p> <p>金利の決定責任主体は既に明確になっている。（法令に基づき、奄美基金が主務大臣の認可を受けて貸付金利を定めることとなっている。）</p> <p>御指摘のとおり検討する。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【原子力研究開発（原子力エネルギー研究、放射線利用研究等）業務】 エネルギー政策全体の中で、核燃料サイクル開発機構の研究開発、日本原子力研究所のエネルギー開発研究及び新エネルギー・産業技術総合開発機構等のエネルギー開発研究の位置付けを明確にした上で、類似の事業については統合する。国が各研究機関に対して具体的な目標を設定するとともに、経済波及効果をできるだけ定量的に表して費用対効果分析を行い、安易な新規プロジェクト着手は行わない。また、中間評価及び事後評価に当たっては、外部評価の徹底を図り、進捗状況等を勘案し、評価結果を反映した資源配分の実施により業務を重点化する。</p> <p>当面喫緊の課題として、ITERについては、科学技術政策上及びエネルギー政策上の核融合研究の位置付け、ITERへの参加や誘致に係る費用対効果分析、我が国の原子力関係の技術開発の現状（高速増殖炉等の実用化目標時期など実用化までの道筋、実用化までに要するコスト等）などについて、国民にわかりやすく情報提供し、国民的議論を行った上で、ITERへの参加及びその誘致の適否を慎重に検討する。</p> <p>核融合研究については核融合科学研究所、加速器利用研究については高エネルギー加速器研究機構、理化学研究所も類似の業務を行っているが、学術研究と国のミッション研究というアプローチの違いをもって複数の機関がバラバラに実施する仕組みは効率的・効果的とはいえないことから、事業の統合を図る。</p> <p>放射線を利用した研究（放射線の身体等への安全性の研究、物質研究など放射線利用先端基礎研究等）は、独立行政法人や大学共同研究機関等でも実施していることから、これらとの事業の統合を図る。</p>	<p>日本原子力研究所は原子力の総合的な研究開発 核燃料サイクル開発機構は原子力の研究開発のうち高速増殖炉、核燃料物質再処理、高いレベル放射性廃棄物の処理処分 新エネルギー・産業技術総合開発機構は原子力以外の石油代替エネルギー技術や省エネルギー技術の開発 を行っており、類似事業はない。 目標設定の明確化や外部評価の徹底等については、更に努力。</p> <p>参加・誘致については、文部科学省が共同事務局である原子力委員会 で原子力エネルギー政策上の位置付けを広範・長期に審議。その審議公開 や報告書案へのパブリックコメント募集など国民に情報提供し、広く議論。現 在、総合科学技術会議が科学技術政策上の位置付けを検討中。実施の 責を有する文部科学省はこれら議論に参画し、結果等を踏まえ対応。</p> <p>核融合分野は、原子力委員会の基本計画に基づき、原研と大学等が 役割を分担して連携・協力し評価を行いつつ、国全体で整合性を確保 しており、事業統合は不可能。 また、原研、高エネ研及び理研は、研究装置として加速器を用いる 共通点はあるが、各機関は研究領域と目的、加速器のスペックが異なり、 事業統合は不可能。各機関共同での加速器の建設など連携・協力を 努力。</p> <p>放射線の身体等への安全性の研究では、原研は原子力施設作業者の 安全防護、放医研は放射線の生体影響に重点をおいた研究を行っており、 重複はない。また、物質研究でも、原研は、原子力研究開発に必要 な原子力・放射線環境下で利用する物質の研究等を行っており、他 機関との事業の統合は不可能。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>研究開発に充てる資金供給を一般会計からの出資金により行うことについて基本的に廃止するとともに、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分を行った上で、補助金等に置き換える。</p> <p>これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。</p> <p>【子会社等】 関連法人に過大な利益が生じていると考えられることから、競争的な契約を拡大し、委託費を抑制する。</p>	<p>研究開発の成果が技術の進歩等を通じて国民共通の有形無形の資産となること、複数年度に亘るプロジェクトを円滑に行う必要があることなどから、出資金で行うことが最も適切。</p> <p>なお、原子力委員会の計画に沿って研究開発を進めているが、今後、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分に努力。</p> <p>○ 研究開発は計量的には捉えきれない側面もあるが、その成果の公表については、計量的手法を含む国民にわかりやすく伝えるための手法について検討を行いつつ、積極的に推進。</p> <p>従来から適切な委託に努めているが、引き続き、競争的な契約の拡大などにより委託費を抑制。なお、随意契約にせざるを得ない場合でも、当該法人の経営状況を把握し、過大な利益が生じないよう、適正な内容で契約。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【貿易振興事業】 業務を縮小するとともに、受益者負担を引き上げる。</p> <p>(以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。) 客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>費用対効果分析を可能な限り実施した上で、資源の重点配分を図る。</p> <p>研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果(長期にわたるものについては中間時点の進捗状況)について、厳格な外部評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び外部評価の内容を、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。</p> <p>研究開発を実施している国、独立行政法人、大学研究機関、特殊法人等相互間あるいは研究開発を支援している特殊法人等相互間における研究領域や施策の類似性があるもの、民間においても実施できる研究開発については、事業や施策の統廃合や大括り化、民間移管、民間委託も含め、より効率的・効果的な実施方法を検討する。</p> <p>【アジア経済研究所】 費用対効果分析を可能な限り実施した上で、費用を上回る効果が明確なものに資源の重点配分を図る。</p>	<p>経済のグローバル化や、我が国通商・貿易振興施策上のニーズ、我が国の国益に合わせて、貿易振興事業の内容は常に変化するもの。当省としては、外部評価等を通じて、資源の重点配分を図るとともに、既存業務のうち経済社会情勢の変化等により既に意義が乏しくなっている事業の整理・合理化を図る。また、受益者負担については、案件の性格等を考慮しつつ、引上げに努力してまいりたい。</p> <p>指摘の内容について、その方向で検討してまいりたい。なお、費用対効果分析、研究成果及び外部評価の計量的手法による提供については技術的に困難な事業も存在するため、具体的な方法に関して更に検討を深めていく必要がある。</p> <p>外部評価等を通じて経済社会情勢の変化に応じた事業の整理・合理化及び資源の重点配分を図りたい。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>(以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。) 研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果(長期にわたるものについては中間時点の進捗状況)について、厳格な外部評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び外部評価の内容を、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。</p> <p>研究開発を実施している国、独立行政法人、大学研究機関、特殊法人等相互間あるいは研究開発を支援している特殊法人等相互間における研究領域や施策の類似性があるもの、民間においても実施できる研究開発については、事業や施策の統廃合や大括り化、民間移管、民間委託も含め、より効率的・効果的な実施方法を検討する。</p>	<p>開発途上国に関する基礎的かつ総合的研究の実績を生かしつつ、指摘の内容について、その方向で検討してまいりたい。なお、研究成果及び外部評価の計量的手法による提供については技術的に容易でない事業も存在するため、具体的な方法に関して更に検討を深めていく必要がある。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【労働問題に係る政策研究】 【情報収集・提供事業（労働に関する情報・資料の整理、提供）】 政策研究機能に純化し、民間でも可能な単純データ処理等の業務や、政策の立案に直接的に資することのない純粋学術的な研究は廃止するなど、大幅な縮減合理化を図る。</p> <p>他の政策研究機関等が行っている政策研究と統合する。</p> <p>厳格な外部評価の実施、研究成果や評価の公表を実施する等研究評価体制を整備する。</p> <p>【国際交流事業】 開発途上国を対象とする実務者レベルの招聘事業及び先進国を対象とする事業は、必要性を徹底して精査した上で、なお必要であるものについては、国において直接に実施し、財団法人に委託して実施している事業は、機構の業務としては廃止し、必要性を徹底して精査した上で、なお必要であるものについては、国から直接に財団に委託する方式に変更する。</p> <p>国の政策目標を明確にするとともに、政策評価を実施、公表し、事業の必要性を適宜見直す。</p>	<p>政策研究機関として、労働政策の企画立案に資するための政策研究について充実を図るとともに、民間でも可能な単純データ処理等の業務や、政策の立案に直接的に資することのない純粋学術的な研究については廃止し、効率化を図る。</p> <p>機構は労働問題を専門に扱う唯一の政策研究機関であり、他の研究機関と研究テーマの重複は生じておらず、また、各省庁のそれぞれの所管分野においては、国立研究機関、独立行政法人等の形態において、その分野ごとに政策研究機関が設けられており、労働分野においても専門の政策研究機関を置く必要がある。</p> <p>厳格な外部評価の実施、研究成果や評価の公表を実施する等研究評価体制を整備する。</p> <p>機構が直接実施している招聘事業は、海外の労使関係、労働情勢、労使の組織状況等について豊富な情報を有しており、招聘のノウハウが蓄積されている機構において引き続き実施することが適当である。財団法人に委託して実施している事業は、機構の業務としては廃止し、国から直接に財団に委託する方式に変更することを検討する。</p> <p>国の政策目標を明確にするとともに、政策評価を実施、公表し、事業の必要性を適宜見直す。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【総合的な科学技術試験研究業務】 センター方式は、本来、目標達成年限を定めた集中的な取り組みのための手段であり、今後新たなセンター組織を設置する場合には、新たな施設を作らず、原則として既存の施設において研究を実施する。</p> <p>加速器利用研究については高エネルギー加速器研究機構、日本原子力研究所も類似の業務を行っているが、学術研究と国のミッション研究というアプローチの違いをもって複数の機関がバラバラに実施する仕組みは効率的・効果的とはいえないことから、事業の統合を図る。</p> <p>放射線を利用した研究は、独立行政法人や大学共同研究機関等でも実施していることから、これらとの事業の統合を図る。</p> <p>研究開発に充てる資金供給を一般会計からの出資金により行うことについて基本的に廃止するとともに、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分を行った上で、補助金等に置き換える。</p> <p>これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。</p> <p>国のミッションを受けた研究を実施するものであることから、国の目標を明確に設定するとともに、機関評価や、特にセンターにおける研究評価は、学術的な側面のみならず、国の目標の達成状況も重視したものとす。</p>	<p>センター方式は、国家的重要課題を効率的・効果的に推進するために段階毎の目標達成年限を定め、契約制研究者による柔軟な研究体制で集中的な取組みを進めるもの。今後、新たなセンターを設置する場合には、可能な限り既存の施設等の有効活用を促進。</p> <p>理研、高エネ研、及び原研は、研究装置として加速器を用いる共通点はあるが、各機関は研究領域と目的、加速器のスペックが異なり、事業統合は不可能。各機関の連携、協力には努力。</p> <p>「放射線」は生物、物理、化学等で共通的に用いられる一般的な研究手段であり、幅広く用いられている。各機関は、研究領域や目的が異なり、事業の統合は不適當。</p> <p>研究開発の成果が技術の進歩を通じて国民共通の有形無形の資産となること、複数年度に亘るプロジェクトを円滑に行う必要があることなどから、出資金で行うことが最も適切。なお、総合科学技術会議等の計画に沿って研究開発を進めているが、今後、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分に努力。</p> <p>研究開発は計量的には捉えきれない側面もあるが、その成果の公表については、計量的手法を含む国民にわかりやすく伝えるための手法について検討を行いつつ、積極的に推進。</p> <p>ミレニアムプロジェクト等の国家的・社会的重要課題では、国が目標や方針を定めており、この目標に対し、理研において外部の専門家により厳正に評価。国においても、毎年度進捗状況のレビュー及び目標の再設定等を実施。今後とも国の目標の達成状況も重視した厳正な評価を実施。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【宿泊施設】 既存施設については、組合員の利用割合が必ずしも高くないこと、厚生年金との統合により、厚生年金による同種事業が利用可能になることから、売却環境を踏まえつつ早期に売却する。</p>	<p>売却環境を踏まえつつ早期売却に努める。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【外客来訪促進事業】 国際観光客数に占める当該法人の寄与の割合など客観的な事業評価の指標を設定し、事業効果を定量的に明らかにするとともに、外部評価を実施し、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>他国の類似機関（政府観光局）に対する国の関与の状況、民間企業にも受益が及ぶことを踏まえ、国の関与（財政支援）の縮小を図る。</p> <p>【日本人海外旅行者対策事業】 国際観光客数に占める当該法人の寄与の割合など客観的な事業評価の指標を設定し、事業効果を定量的に明らかにするとともに、外部評価を実施し、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p>	<p>指摘のとおり対処。具体的には、平成4年に業績評価管理規程を制定し、内部に業績評価委員会を設置して業績評価を実施しているところであるが、今後、政府における政策評価についての検討の進捗をも踏まえ、客観的な事業評価の指標を設定し、事業効果を定量的に明らかにするとともに、外部評価を実施し、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する方向で検討。</p> <p>諸外国の政府観光局に比べても国際観光振興会に対する財政支出は多額とはなっていないこと、民間企業から既に賛助金の形で負担を求めている中でさらに負担増を求めることは困難であること等の事情があり、財政支援の縮小には慎重な判断が必要。</p> <p>上記外客来訪促進事業に係る冒頭の意見に同じ。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【伝統芸能伝承者養成（国立劇場）、現代舞台芸術研修事業（新国立劇場）】 果たすべき役割・政策目標を明確にした上で、事業の重点化を図るとともに、厳格な外部評価を実施し、メニューや研修実施方法を適宜見直す。</p> <p>【国立劇場、新国立劇場運營業務】 国立劇場運營業務 劇場の管理運営の民間委託化を推進する。特に、大劇場の運営については全面的な民間委託化とし、研修及び調査に充てるものを除き国費投入を廃止する。</p> <p>新国立劇場運營業務 新国立劇場の劇場管理も含めた管理運営の全面的な民間委託化を行う。また、新国立劇場の運営に係る助成は国から直接に受託者に交付する。あわせて、果たすべき役割・政策目標を明確にした上で、厳格な外部評価を実施し、その評価結果に基づいて、運営方法の改善、国費助成のあり方の見直しを行う。特に演劇上演分については、国費投入を廃止する。</p> <p>【芸術文化活動に対する助成事業】 国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記する。また、助成実施後の外部評価を行い、その結果を事業に反映するとともに、追加的な国費投入を行わず、基金運用収入、民間寄付等で賄える範囲に業務を縮減し、業務の重点化を図る。</p>	<p>伝統芸能伝承者の養成事業は、他に養成機関がなく、歌舞伎等の伝統芸能の継承・発展を図るために必要。現代舞台芸術研修事業は、国際的に通用するオペラ歌手等を育成するための特別の研修事業として必要。研修事業は従来より必要最小の規模で重点的に実施。今後外部評価を実施し、メニューや研修実施方法について必要な見直しを実施。</p> <p>大劇場は貴重な文化遺産である歌舞伎、雅楽、舞踊、声明、民俗芸能等の高水準の芸能を低廉な価格で提供。大劇場を民間委託化すると、雅楽等の公演はもとより、歌舞伎についても、一般になじみの薄い「通し狂言」「復活狂言」、若い観客層を育てる「歌舞伎鑑賞教室」等採算ベースに乗らない公演の維持ができず、伝統芸能の保存継承が困難。</p> <p>現代舞台芸術の発展のため、自前の優れたオペラやバレエ、演劇の制作と世界への発信 実演を通じた芸術家の育成 高水準の公演の低廉な価格での提供を行う中核的拠点が必要。それは採算ベースに乗らず民間委託した場合目的が達成されない。劇場の運営に係る助成は設置者が行うべき。今後外部評価を実施し必要な見直しを実施。演劇についても上記目的のため中核的拠点の運営に要する国費投入が必要。</p> <p>基金により、芸術文化団体の安定的な活動が可能となり、芸術文化水準の維持・向上が図られていること、基金は助成に賛同する民間資金を含むことから、終了時期の設定は不適切。今後外部評価を実施し、その結果を事業に反映。芸術文化への助成を安定的に行うためには、追加的な国費投入を行うことがあり得る。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【住宅宅地分譲事業】 既に事業の意義が失われていることから、民間事業化する。</p>	<p>協会の行う住宅宅地分譲事業は、政策的な見地から住宅生協、財形貯蓄資金等を活用して、地域の住宅事情や勤労者のニーズにきめ細かく対応した良好な住環境を有する住宅を供給する事業であり、今後とも効率的な運営を努めていく。また、事業を実施するに当たって、住宅生協等への業務委託スキーム、税制上の特例措置等が必要不可欠である。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【研究者養成業務・交流業務】 効率的な業務実施の観点から、特別研究員制度等の研究者養成業務・交流業務については、科学技術振興事業団で実施している同種の業務と統合する。</p> <p>【科学研究費補助金業務】 効率的、効果的な資源配分の観点から、自前で研究施設をもって研究開発を行わず、各研究機関のシーズ、能力のコーディネートや資金供給を行う法人の業務は1つ（多くとも、「学術研究関係」と「国が明確に目標を定めた研究関係」の2つ）に統合する。</p> <p>国として事業の目標を明確にした上で、研究成果を厳格に評価し、成果や評価を国民にわかりやすい形で公表するとともに、不採択となった者にその理由の開示を行うことを検討する。</p> <p>情報化の進展（電子政府の構築）等の社会経済情勢の変化を踏まえ、かつ、補助金等の配分に係る国の責任の明確化を図る観点から、第三者に助成金等を交付することを目的とした補助金等については、国が直接交付するのではなく国以外の法人を経由した方が合理的・効率的であることが明らかである場合を除き、最終交付先へ国から直接交付する。</p>	<p>日本学術振興会が行う研究者養成業務・交流業務は、優れた研究者の養成・確保が目的であり、科学技術振興事業団の事業は、重要研究推進のための研究者派遣が目的。両業務は目的が大きく異なるが、より効率的な業務の実施方法について検討中。</p> <p>日本学術振興会が交付する科学研究費補助金は、人文・社会科学から自然科学までの全学問分野にわたる大学等における学術研究の振興が目的であり、この種の法人としては我が国唯一。諸外国にも同様のファンディング機関があり、今後とも日本学術振興会が科学研究費補助金業務を行うことが必要で他法人との統合は不適切。</p> <p>科学研究費補助金は、研究者の自由な発想に基づく学術研究を推進することが目的。事前・中間・事後にわたって厳正な評価の充実に努めており、研究成果は研究成果報告書などにより公表中。審査結果も開示しているが、より詳細な開示について検討中。</p> <p>10万件を超える申請に十分に対応するため、平成11年度に一部種目の審査・配分業務を国から日本学術振興会に移管。これにより、審査体制やサービスの充実、補助金の早期交付が実現しており、日本学術振興会を経由した方が、合理的・効率的。また、配分の基本的考え方の提示や実施計画の承認などにより、国の責任を明確化している。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【高速増殖炉開発、核燃料物質再処理技術開発、放射性廃棄物処理・処分技術開発等】 エネルギー政策全体の中で、核燃料サイクル開発機構の研究開発、日本原子力研究所のエネルギー開発研究及び新エネルギー・産業技術総合開発機構等のエネルギー開発研究の位置付けを明確にした上で、類似の事業については統合する。</p> <p>高速増殖炉開発までに要するコスト、期待される成果、開発までの道筋、新エネルギー開発、核融合開発との優先順位、想定されるリスク等を国民にわかりやすく示すとともに、毎年度、厳格な外部評価により事業のあり方の検討も含め進行管理を徹底する。</p> <p>もんじゅが運転を中止してから現在に至るまでの研究開発の成果及びそれに要した費用を国民にわかりやすく提示するとともに、再開までは予算・要員を縮減する。</p> <p>核燃料物質再処理技術開発については、技術的課題を明確にした上で、課題解決に向けたコストと道筋を国民にわかりやすく示すとともに、毎年度、厳格な外部評価により進行管理を徹底する。</p> <p>軽水炉使用済ウラン燃料の再処理は、新規契約を行わないこととする。</p> <p>高レベル放射性廃棄物処理・処分技術開発については、技術的課題を明確にした上で、課題解決に向けたコストと道筋を国民にわかりやすく示すとともに、毎年度、厳格な外部評価により進行管理を徹底する。</p>	<p>核燃料サイクル開発機構は原子力の研究開発のうち高速増殖炉、核燃料物質再処理、高レベル放射性廃棄物の処理処分の開発 日本原子力研究所は原子力の総合的な研究開発 新エネルギー・産業技術総合開発機構は原子力以外の石油代替エネルギー技術や省エネルギー技術の開発 を行っており、類似事業はない。</p> <p>高速増殖炉の研究開発は、原子力長期計画（新エネルギーの可能性を考慮しつつ、核融合や高速増殖炉の位置づけ等を提示）に基づき進めてきており、従来よりサイクル機構の研究開発課題評価委員会、運営審議会等公開の場で開発計画を審議しその結果を公表。 今後とも、外部評価を徹底し、要するコスト、期待される成果、開発までの道筋等を国民に分かりやすく示し、定期的に厳格な進行管理を実施。</p> <p>もんじゅ停止以降、ナトリウム取扱技術などの研究開発を進め、高速増殖炉の国際的研究開発拠点として活用。成果については学会等で公表しており、引き続き国民に分かりやすく提示。 人員、予算については、順次削減してきた。今後、運転再開に向け、これまでの施設維持に加え、改造工事に着手するが、安全が確保される範囲内で追加的な人員・予算増を抑制。</p> <p>再処理関連の研究開発に関しては、原子力長期計画等に基づき、技術的課題を明確にしたうえで、開発を推進。今後とも、外部評価を徹底し、要するコスト、期待される成果、開発までの道筋等を国民に分かりやすく示し、定期的に厳格な進行管理を実施。</p> <p>東海再処理施設の軽水炉使用済ウラン燃料再処理については、電気事業者と新規契約を行わない。</p> <p>高レベル放射性廃棄物の処理・処分等の研究開発に関しては、原子力長期計画等に基づき、技術的課題を明確にしたうえで、開発を推進。今後とも外部評価を徹底し、要するコスト、期待される成果、開発までの道筋等を国民に分かりやすく示し、定期的に厳格な進行管理を実施。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>安全性研究など、実用化以後においても継続して実施する必要がある基礎基盤的な研究は独立行政法人、大学共同利用機関等に移管する。</p> <p>既に整理することが決められている事業については、予定のスケジュールに沿って業務を廃止し、それに合わせて要員、予算も縮減する。</p> <p>国民への理解増進のための取組みを効率的かつ効果的に実施すべきであり、近隣に複数設置されている展示館は整理を行い、別途の効果的手法を検討する。</p> <p>研究開発に充てる資金供給を一般会計及び電源特別会計からの出資金により行うことについて基本的に廃止するとともに、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分を行った上で、補助金等に置き換える。</p> <p>これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。</p> <p>事業の実施状況、予算の執行状況等を国民にわかりやすく情報提供する。</p> <p>【量子工学試験施設（大洗工学センター）】 基礎研究を行う施設である量子工学試験施設は他機関に移管する。</p> <p>【子会社等】 関連法人に過大な利益が生じていると考えられることから、競争的な契約を拡大し、委託費を抑制する。</p>	<p>核燃料サイクル開発機構の安全性研究とは、基本的には高速増殖炉サイクルの実用化または高レベル放射性廃棄物の処理・処分の推進等のプロジェクトと一体不可分な実用化に向けたものであり、安全研究のみを移管することは困難。 なお、本安全研究は実用化以後は実施しない。</p> <p>ウラン濃縮、海外ウラン探鉱、新型転換炉開発は整理事業として、スケジュールに沿って、業務の整理・縮小、施設の解体・廃止、要員・予算を縮減。</p> <p>近隣に複数設置されている展示館については整理・統合、及び代替手法を検討。</p> <p>研究開発の成果が技術の進歩等を通じて国民共通の有形無形の資産となること、複数年度に亘るプロジェクトを円滑に行う必要があることなどから出資金で行うことが最も適切。 なお、原子力委員会等の方針、計画に沿って研究開発を着実に進めているが、今後、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分に努力。</p> <p>研究開発成果は、これまでホームページ、冊子等を通じ公開に努めてきたが、今後ともより一層努力。 研究開発は計量的には捉えきれない側面もあるが、その成果の公表については、計量的手法を含む国民にわかりやすく伝えるための手法について検討を行いつつ、積極的に推進。</p> <p>核燃料サイクル開発機構の事業の実施状況、予算の執行状況については、核燃料サイクル開発機構の運営審議会に報告し、結果をホームページでも公開。今後とも分かりやすい情報提供に努力。</p> <p>基礎、基盤的研究に該当すると考えられる量子工学試験施設については平成11年度までに核燃料サイクル開発機構としての研究を終了し、外部の施設利用希望者により放射光施設として利用させるプロジェクトが本年度から開始される見込み。量子工学試験施設については、今後核燃料サイクル開発機構以外の機関への移管について、幅広く検討。</p> <p>従来から適切な委託に努めているが、引き続き、競争的な契約の拡大などにより委託費を抑制。なお、随意契約にせざるを得ない場合でも、当該法人の経営状況を把握し、過大な利益が生じないよう、適正な内容で契約。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【北方領土返還要求運動に係る啓蒙宣伝等業務】 北方領土返還要求運動に係る啓蒙宣伝事業について、客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>民間団体に対する助成事業について、国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合には助成措置を終了することを明記する。</p> <p>助成の対象となった事業について適切に評価を行い、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。</p> <p>助成事業について、第三者機関による審査・評価の実施、助成先の公表を行う。</p> <p>【北方領土に係る調査研究】 研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果（長期にわたるものについては中間時点の進捗状況）について、厳格な外部評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>【北方地域旧漁業権者等に対する融資業務】 市町村資金については、実績に乏しく、事業の意義が失われていることから廃止する。</p>	<p>客観的な事業評価の指標の設定が可能なものについてはこれを設定し、その上で、北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）に置かれた外部の有識者からなる評議員会等を活用することにより、外部評価を行うこととし、その内容について国民に分かりやすい形で情報提供する。</p> <p>北方領土が返還された時点で、助成事業を終了する。</p> <p>適切に評価を行い、その結果を事業に適切に反映する仕組みを検討する。</p> <p>第三者機関としての評議員会による審査・評価が実施されており、助成先の公表を行っている。</p> <p>協会の調査研究は、外部の有識者からなる北方領土問題研究会を開催し、その時々々の情勢に応じて、日露関係やロシア国内の政治・経済・社会情勢等の分析・意見交換を行い、その研究成果を北方領土問題の解決に向けた政策提言や各種事業に活用していくものであり、このような研究の性格上、厳格な外部評価にはなじまないところであるが、その事業内容については、できるだけ国民に分かりやすい形で情報提供する。</p> <p>北方領土問題が解決されていないため、様々な不利益を被っている元島民、旧漁業権者への援護措置として制度が創設されているが、事業の意義、過去の実績、地元の意見等を踏まえ、廃止も含めて検討する。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p><以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。> 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p> <p>金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。</p> <p>政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p>	<p>リスク管理については、より適切に対応する。引当金の開示については、民間企業として活動を行っているとは仮定した場合の財務書類の準備を進めている。</p> <p>金利の決定責任主体は既に明確になっている（法令に基づき、協会が、主務大臣の認可を受ける等により貸付金利を定めることとなっている。）。</p> <p>元島民、旧漁業権者に対する援護措置であるという趣旨を踏まえつつ、適切な評価手法等について検討する。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【消費者情報事業】 客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>【相談事業】 センターが直接行っている消費生活相談を廃止し、地方公共団体の設置する消費生活センターに対する助言、全国消費生活情報ネットワークシステムを活用した問題事案の早期発見、分析に特化する。</p> <p>客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>【商品テスト事業】 人の生命、身体等に重大な影響を及ぼす苦情処理テストに限定し、商品比較テスト、自主調査テストは廃止する。</p> <p>客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>【普及交流事業】 客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p>	<p>消費者情報事業・相談事業・商品テスト事業・普及交流事業について客観的な事業評価の指標を用いて外部評価等を行うことについては、適切な指標の作成の困難性などの問題もあるが、実施に向けて検討を深める。</p> <p>行政が事前規制型から事後チェック・救済型に転換している中、また司法制度改革の中で裁判外紛争処理機関の機能の拡充・活性化がうたわれている中で、高度・複雑なものなど地方消費生活センターではなく国の機関に相談をすることが適当な苦情相談を直接受けることはセンターの重要な任務である。また、電子商取引のような新分野への地方の苦情対応はいまだ十分でなく、センターの対応が期待されている上、さらに今後個人情報保護への対応も課題となっている。なお、センターが直接相談を受け付け処理することで得られる相談処理能力により、はじめて各地センターに対する適切で実践的な助言等も行うことができる。</p> <p>また、重大案件や新しい領域の消費者トラブル等をいち早く探知・分析し、被害の未然防止・拡大防止を図るためには、各地センターから寄せられる定型の概要情報だけでは十分でなく、自ら直接的に消費者のトラブル内容を具体的に把握する必要がある。加えて、立法、行政等の政策立案等に当たっての具体的な実情照会等に対応するためにも、直接の苦情相談が不可欠である。</p> <p>以上のことから、指摘の分野に重点を置くとしても、センターが直接行っている消費生活相談を廃止することは適当でない。</p> <p>自主調査テストは、苦情処理テストによって判明してくる製品に係る問題点が、多くの消費者に対して重大な影響を及ぼすおそれのあるものについて、苦情処理テストの一環として行ってきたものである。したがって、今後も消費者被害の未然防止、再発・拡大防止のため、さらには積極的な政策提言を行うテストとして実施する必要があり、廃止することは適当でない。</p> <p>商品比較テストは、消費者の立場に立った商品のチェック機能によって、消費者サイドに立った商品開発や改善に結びついてきている。今後ITや環境対応等の新しい技術を活用したタイプの商品等が続々と登場する中で、これらについての単なる購入者の利便性向上の情報ではなく、消費者全体の立場から安全性や社会的な適合性など、市場では供給が困難な情報を提供し、商品のチェック機能を発揮するとともに問題提起を行うことが必要であることから、廃止することは適当でない。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【国民生活の実態等に係る調査研究】 研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果（長期にわたるものについては中間時点の進捗状況）について、厳格な外部評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p>	<p>外部評価を実施し、評価結果を研究資源配分等に反映させるとともにわかりやすい形で情報提供に努める。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【農業者の年金給付】 新農業者年金の資金運用体制について所要の整備を行うとともに、旧制度に係る体制の縮減など、業務の実態に応じ徹底した体制の合理化・効率化を図る。</p>	<p>新農業者年金は、保険料の運用結果に基づき年金額が確定する積立方式を採用し、安全かつ効率的な資金運用が課題であるため、資金運用体制の整備を行う。また、新制度の普及・定着を図りつつ、旧制度に基づく年金給付の漸減など業務の実態に応じた体制の合理化・効率化を図る。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【国立コロニーのぞみの園】 【心身障害者の保護・指導に関する調査研究】 地方公共団体が設置・運営する同種の施設との関係で重度知的障害者のモデル的な処遇を行う施設と明確に位置付け、より小規模の集団に分けた処遇が行えるような内部体制の整備を図るとともに、国の政策目標の明確な設定、事後評価、成果・評価の公表を強化する。</p> <p>任期付き、外部委託の拡大などにより職員の流動化や合理化を推進するとともに、清掃等単純業務は競争入札を実施する。</p>	<p>重度知的障害者のモデル的な処遇等を行うべき施設としての役割を効果的に果たしていくための処遇のあり方として、内部体制の整備を図った上で、より小規模の集団に分けた処遇について検討する。また、政策目標のより一層の明確化、適切な評価方法のあり方についての研究を踏まえた事後評価の実施や、事業の成果、評価結果の公表について、より一層積極的に取り組む。</p> <p>施設運営の活性化を図る手段として、民間の研究者等の任期付き採用を行うことを検討するとともに、外部委託のさらなる拡大の可能性について検討を行う。清掃等単純業務については、入所者処遇に支障を来さないことを前提として、競争入札の導入を検討する。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【日本研究振興及び日本語普及事業】 二国間約束に基づいて行うものなど外交政策上必要性の高いものに限定することにより事業量を縮小する。</p> <p>客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>【催し・芸術交流事業】 二国間約束に基づいて行うものなど外交政策上必要性の高いものに限定することにより事業量を縮小する。</p> <p>客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>【文化紹介事業】 二国間約束に基づいて行うものなど外交政策上必要性の高いものに限定することにより事業量を縮小する。</p> <p>客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p>	<p>【日本研究振興及び日本語普及事業】 (1) 「二国間約束に基づいて行うもの」に事業を限定することは、我が国自らが対日理解の促進の必要性を認めた上での事業の実施を制約することとなり不適當。なお、英、独等主要先進国は我が国を遙かに上回る規模で政府関係機関が国際文化交流事業を行っている。 (2) 良好かつ安定した国家関係の構築のためには、政府間のみならず、国民レベルでの相互理解が不可欠であり、文化交流は相互理解促進のための効果的な手段である。 (3) 特に、海外での日本語学習の普及と質の高い日本研究者の育成は、諸外国国民の対日理解促進という観点から外交政策上極めて重要である。かかる認識の下、当該事業につき、外交政策上の必要性によりの確かつ効果的に応えるものとするよう不断の見直しを行いつつ実施する。</p> <p>国際交流基金は、従来から事業評価に関し外部専門家の活用を図ってきたが、今後とも外部専門家の活用を図り、客観的な指標の設定、外部評価の実施、その内容の公表の面で一層の努力を進め、事業の効率化と透明性向上を図る。</p> <p>【催し・芸術交流事業】 上記(1)、(2)参照。 (3) 特に、海外での公演・展示等を通じた日本の芸術の紹介は、国民レベルでの日本へのイメージ・共感を高め、外交政策上極めて有益である。かかる認識の下、当該事業につき、外交政策上の必要性によりの確かつ効果的に応えるものとするよう不断の見直しを行いつつ実施する。</p> <p>国際交流基金は、従来から事業評価に関し外部専門家の活用を図ってきたが、今後とも外部専門家の活用を図り、客観的な指標の設定、外部評価の実施、その内容の公表の面で一層の努力を進め、事業の効率化と透明性向上を図る。</p> <p>【文化紹介事業】 上記(1)、(2)参照。 (3) 特に、出版物・映像メディアを通じた海外への日本文化の紹介は、国民レベルでの日本への共感・理解を高め、外交政策上極めて有益である。かかる認識の下、当該事業につき、外交政策上の必要性によりの確かつ効果的に応えるものとするよう不断の見直しを行いつつ実施する。</p> <p>国際交流基金は、従来から事業評価に関し外部専門家の活用を図ってきたが、今後とも外部専門家の活用を図り、客観的な指標の設定、外部評価の実施、その内容の公表の面で一層の努力を進め、事業の効率化と透明性向上を図る。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【人物交流事業】 二国間約束に基づいて行うものなど外交政策上必要性の高いものに限定することにより事業量を縮小する。</p> <p>客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>【日米親善交流事業】 客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>【アジア交流強化事業】 客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>【文化交流等に係る調査研究】 研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果（長期にわたるものについては中間時点の進捗状況）について、厳格な外部評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p>	<p>【人物交流事業】 前頁（１）（２）参照。 （３）特に、文化人・青少年等国民各層での交流は、人的ネットワークの構築によって国民レベルでの相互理解と信頼を高め、外交政策上極めて有益である。かかる認識の下、当該事業につき、外交政策上の必要性によりの確かつ効率的にこえるものとするよう不断の見直しを行いつつ実施する。</p> <p>国際交流基金は、従来から事業評価に関し外部専門家の活用を図ってきたが、今後とも外部専門家の活用を図り、客観的な指標の設定、外部評価の実施、その内容の公表の面で一層の努力を進め、事業の効率化と透明性向上を図る。</p> <p>【日米親善交流事業】 国際交流基金は、従来から事業評価に関し外部専門家の活用を図ってきたが、今後とも外部専門家の活用を図り、客観的な指標の設定、外部評価の実施、その内容の公表の面で一層の努力を進め、事業の効率化と透明性向上を図る。</p> <p>【アジア交流強化事業】 国際交流基金は、従来から事業評価に関し外部専門家の活用を図ってきたが、今後とも外部専門家の活用を図り、客観的な指標の設定、外部評価の実施、その内容の公表の面で一層の努力を進め、事業の効率化と透明性向上を図る。</p> <p>【文化交流等に係る調査研究】 国際交流基金は、従来から事業評価に関し外部専門家の活用を図ってきたが、今後とも外部専門家の活用を図り、客観的な指標の設定、外部評価の実施、その内容の公表の面で一層の努力を進め、事業の効率化と透明性向上を図る。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【健康被害予防事業を行う地方公共団体に対する助成等】 基金事業について、基金収入の減少見込みに対応して、政策目標に即した施策の重点化を図る。</p> <p>国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記する。</p>	<p>本協会の健康被害予防事業の財源である（大気汚染に係る事業者の拠出等から成る）基金の運用収入の減少は厳しく受け止めており、本事業目的に的確に対応すべく、大気汚染に係る旧指定地域等の住民保健上のニーズを尊重し、国・地方公共団体による大気環境改善施策との連携に留意して、御指摘の通り、事業の重点化を図る。</p> <p>公健法改正による地域指定解除に伴って導入された本事業は、大気汚染が健康に影響を及ぼさない程度に改善されるまでは継続されるべきと考えられるが、大気汚染対策の一層の強化が国会等から強く求められている現在、本事業の終了時期等を論ずることは、同法改正の趣旨に沿わず、旧指定地域の認定患者も含めた幅広い理解を得られない。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【産業技術研究開発事業】 研究開発事業（旧基盤センターを含む。） 効率的、効果的な資源配分の観点から、自前で研究施設をもって研究開発を行わず、各研究機関のシーズ、能力のコーディネートや資金供給を行う法人の業務は1つ（多くとも、「学術研究関係」と「国が明確に目標を定めた研究関係」の2つ）に統合する。</p> <p>費用対効果分析を可能な限り実施した上で、費用を上回る効果が明確なものに事業を限定する。</p> <p>研究開発に充てる資金供給を一般会計からの出資金により行うことについて基本的に廃止するとともに、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分を行った上で、補助金等に置き換える。</p> <p>産投特会からの出資を受けて実施する当法人からの出資・委託による研究開発業務は、収益改善策を検討した上で事業からの収益の可能性がある場合等を除き、廃止する。</p> <p>（以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。） 国が研究機関に対してできる限り具体的な達成目標を設定し、研究機関の責務を明確にする。</p> <p>研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果（長期にわたるものについては中間時点の進捗状況）について、厳格な外部評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び外部評価の内容を、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。</p>	<p>新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下N E D O）は、我が国の産業競争力の低下が深刻な状況下において、競争力の源泉となる産業技術の実用化・事業化・市場化という国が明確に定めた目標の達成に向けて、シーズ発掘から研究開発プロジェクト、実用化支援といった各種手法を効率的かつ効果的に投入して総合的に実施している。</p> <p>産業基盤としての確立を目指す基礎的基盤的な技術開発の成果については具体的な分析が困難ではあるものの、国の資金を用いて行う事業の必要性・正当性等を含め、省内省外の評価プロセスを経て必要な事業に限定して実施している。</p> <p>研究開発活動は、その不確実な性質上当初予定通り進捗するものではなく、研究成果や周辺技術動向等を踏まえ状況の変化に柔軟に対応しつつ実施していくことが必要。出資金による資金供給は研究の進捗に応じ年度を超えた弾力的運用が可能である等のメリットがあり、指摘の点に対しては、こうした研究開発の性格に適合した予算制度のあり方を含めて検討していくことが必要。</p> <p>本委託事業は、民間の基盤技術研究を支援することにより産業技術力の基となる様々な知的資産を形成し、我が国の産業技術力を向上させることを目的として本年度より開始する事業であるが、研究成果としての知的所有権を受託者に帰属させる等により成果の活用を促進し、収益可能性を高めることとしている。</p> <p>国とN E D Oの役割分担を明確にし、研究開発の実施はN E D Oが責任を負うこととしており、研究開発について中間・事後評価を行うことにより、その達成についての評価を実施している。</p> <p>研究開始においてはN E D Oにおいて外部有識者からなる委員会において具体的技術課題の設定、実施体制の決定を行っている。また中間評価、事後評価は、技術評価指針に基づき、経済産業省及びN E D Oが外部評価組織において技術評価を実施・公表しているが、今後とも可能な限り国民にわかりやすい形で情報提供を検討。</p> <p>産業基盤としての確立を目指す基礎的基盤的な技術開発の成果については具体的な分析が困難ではあるが、できるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示すよう検討。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>研究成果等から生じる収益の還元の現状（当該法人からの出資等収益の還元が予定されているものについては、収支の現状）を公表するとともに、収益改善策を検討する。</p> <p>出資業務 近年、新規の実績がなく、政策的必要性が乏しくなっているため、廃止する。</p> <p>【新エネルギー研究開発・導入促進事業】 研究開発事業 効率的、効果的な資源配分の観点から、自前で研究施設をもって研究開発を行わず、各研究機関のシーズ、能力のコーディネートや資金供給を行う法人の業務は1つ（多くとも、「学術研究関係」と「国が明確に目標を定めた研究関係」の2つ）に統合する。</p> <p>費用対効果分析を可能な限り実施した上で、費用を上回る効果が明確なものに事業を限定する。</p> <p>（以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。） エネルギー政策全体の中で、核燃料サイクル機構の研究開発、原子力研究所のエネルギー開発研究及び新エネルギー・産業技術総合開発機構等のエネルギー開発研究の位置付けを明確にした上で、国が各研究機関に対して具体的な目標を設定するとともに、経済波及効果ができるだけ定量的に表して費用対効果分析を行い、国民にわかりやすく情報提供し、理解を求める。</p> <p>これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。</p> <p>導入促進（債務保証） 実績に照らし、政策的必要性が乏しいため、廃止する。</p>	<p>本委託事業は、民間の基盤技術研究を支援することにより産業技術力の基となる様々な知的資産を形成し、我が国の産業技術力を向上させることを目的として本年度より開始する事業であるが、研究成果としての知的所有権を受託者に帰属させる等により成果の活用を促進し、収益可能性を高めることとしている。また、収益の還元の状況については公表する。</p> <p>政策的必要性を検討した上で見直しを検討。</p> <p>NEDOは、我が国エネルギー基盤の強化のためのエネルギー技術を含む産業技術の実用化・事業化・市場化という国が明確に定めた目標の達成に向けて、シーズ発掘から研究開発プロジェクト、実用化支援といった各種手法を効率的かつ効果的に投入して総合的に実施している。</p> <p>エネルギー基盤としての確立を目指す基礎的基盤的な技術開発の成果については具体的な分析が困難ではあるものの、国の資金を用いて行う事業の必要性・正当性等を含め、省内省外の評価プロセスを経て必要な事業に限定して実施している。</p> <p>NEDOは、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、石油代替エネルギーや省エネルギーに係る技術開発を実施するものとして明確に位置付けられており、今後、目標設定や経済波及効果などについて国民にわかりやすく情報提供するよう検討していきたい。</p> <p>エネルギー基盤としての確立を目指す基礎的基盤的な技術開発の成果については具体的な分析が困難ではあるが、できるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示すよう検討していきたい。</p> <p>平成9年度の制度創設以来、継続的に実需があり、また、本年6月にとりまとめられた総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会において新たに設定された2010年度における新エネルギー導入目標を達成するため、今後とも、実需に応じ、新エネルギー技術に係るNEDOの知見を活用しつつ、効率的・効果的に実施していくことが必要である。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>導入促進（助成） 厳格な外部評価を求めるとし、評価結果が出るまでの間、新規の助成は凍結する。</p> <p>情報化の進展（電子政府の構築）等の社会経済情勢の変化を踏まえ、かつ、補助金等の配分に係る国の責任の明確化を図る観点から、第三者に助成金等を交付することを目的とした補助金等については、国が直接交付するのではなく国以外の法人を経由したほうが合理的・効率的であることが明らかな場合を除き、最終交付先へ国から直接交付する。</p> <p>（以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。） 国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記する。</p> <p>振興助成・給付の対象となった事業について適切に評価を行い、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。</p> <p>振興助成について、第三者機関による審査・評価の実施、助成先の公表を行う。</p> <p>【海外炭事業】 石炭の埋蔵量等に照らし、政策的必要性が乏しくなっているため、廃止する。</p>	<p>本年6月にとりまとめられた総合資源エネルギー調査会報告書における2010年度の将来見通しの実現のためには、新エネルギー導入に向けた早急な対応が不可欠であり、今後とも新規の助成を含め、継続的に助成を行うことが必要不可欠である。他方、効率性の確保の観点から、厳格な外部評価の実施について検討を行うこととしたい。</p> <p>新エネ導入促進のための助成金等の交付には、技術的な観点からの審査等が不可欠であるところ、国が直接交付するよりも豊富な技術的知見を有するNEDOが交付することがより合理的・効率的である。</p> <p>国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了している。</p> <p>振興助成・給付の対象となった事業について、毎年度適切に評価を行い、次年度予算要求に反映させているが、更に工夫の余地があるかについて検討していきたい。</p> <p>振興助成について、NEDO内に設置された外部有識者から成る審査委員会等第三者機関による審査・評価の実施及び助成先の公表については、既に一部実施しているが、未実施のものについて、今後実施することを検討していきたい。</p> <p>石炭の生産には長いリードタイムを要し、今後、石炭賦存状況、地理的・経済的条件等から開発困難性が增大する中、世界の石炭貿易量の約3割を輸入する我が国は、有限な資源たる石炭の安定供給を図り、供給拡大責任を果たす必要性は引き続き存在。この点を踏まえつつ、効率的・効果的な事業の実施に向け必要な見直しを実施。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【放送大学事業】 コストの縮減を図るとともに自己収入の確保を図るなど、効率的な運営体制を確立した上で、民間事業化又は公設民営とする。</p> <p>【子会社等】 出版事業等の外部発注は、(財)放送大学教育振興会に独占受注させず、競争条件を導入する。</p>	<p>民間的発想の経営手法を活用し、効率的な運営に努力。 放送大学は本来国立大学として設置すべきところを放送法との関係から特殊法人として設置した経緯があり、諸外国も国自ら遠隔高等教育機関を設置し、事業を実施(生涯学習と遠隔教育の推進はG8共通の政策目標)、全ての国民に、いつでも、どこでも放送による大学教育の機会を提供、放送事業は放送法上NHKと同様の位置付け(民放とは別に規定)などの理由から、民間事業化又は公設民営とすることはできない。国立大学改革と同じ方向で検討。</p> <p>学生数変動等のリスクが大きい印刷教材の買い上げ等競争入札になじまないものを除き、可能な限り一般競争を実施。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【国立競技場】 【国立スポーツ科学センター事業】 国立競技場（霞ヶ丘及び体育館）を効率的に管理運営するため、全面的な民間委託を導入する。特に、体育館の運営については早期に全面的な民間委託を導入するとともに国費の投入を廃止して独立採算とする。</p> <p>その他の施設においても、民間委託を拡大するなど、効率化に向けた運営改善を図る。</p> <p>国が国立競技場・国立スポーツ科学センターの運営に関して明確な目標を設定し、目標達成のための道筋を明らかにするとともに、厳格な外部評価を実施し、事業の重点化を図る。</p> <p>【学校給食普及充実事業（学校給食に関する物資の供給・衛生管理に係る普及啓蒙）】 学校給食関係業務は、社会経済情勢の変化等により国が給食物資に関与すべき時代ではなくなっており、また、衛生管理の指導も必要があれば国で実施することとし、センターの業務としては廃止する。</p> <p>【スポーツ振興のための助成（選手強化等）】 【スポーツ振興投票事業】 補助事業について、国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記する。また、厳格な外部評価を実施するとともに、助成内容・交付先等について公表する。</p> <p>スポーツ振興のための各種の補助事業との統合を図り、どうしても複数の制度において実施する場合の基準を明確にする。</p>	<p>国立競技場の管理運営業務は従来より民間委託してきており、今後とも可能な部分は推進。ただし、国立競技場は、本年10月に開所するスポーツ科学センターの実験・実証の場として有効活用する予定であり、全面的な民間委託は困難。</p> <p>また、国立競技場とスポーツ科学センターとの一体的運営により、財務面等での相互補完が可能。</p> <p>その他の施設も民間委託を順次拡大するなど効率化に向けた運営に努力。</p> <p>従来より運営審議会を活用して外部評価を行ってきており、今後とも厳格な外部評価や事業の重点化に努力。</p> <p>物資供給事業は、これまでにその取扱いを順次廃止・縮小。現在扱っている物資も関係省庁と密接に連携しつつ縮小。 衛生管理事業は、平成9年12月の閣議決定を受けて改善・充実を行い、継続的な指導により学校給食における食中毒は減少。 この業務を国自らが行うことは中央省庁改革の趣旨から不相当であり、引き続きセンターの業務として充実に努力。</p> <p>センターの行う助成は、国が定めた政策目標の「スポーツ振興基本計画」の推進を目的としており、今後必要に応じ、助成措置の終了を明記。 スポーツ振興基金事業は、外部の有識者による審査及び助成内容などの公表を既の実施しており、スポーツ振興投票事業についても基金事業同様に対応予定。</p> <p>スポーツ振興基金事業及びスポーツ振興投票事業による助成については、それぞれ法律により助成事業について明確に規定。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【中小企業退職金共済事業及び特定業種退職金共済事業に係る資金の運用】 退職金共済業務全般 現在は特殊法人に係る情報公開の対象となっていないが、実態的には、国の代行機関と位置付けられることから、対象法人と同様の情報公開を行う。</p> <p>明確な運用目標の設定、適切な事後評価、運用管理・チェック体制の充実強化を実施する。また、運用内容や結果について、適切に情報を公開する。</p> <p>中小共済 経済・金利情勢に的確に対応した制度設計が可能となるよう、予定運用利回りを弾力的に設定できるような仕組みに改め（法律事項を政令事項に変更）、計画的に積立不足を解消する。</p> <p>特定業種退職金共済事業 資金運用体制を強化するため、中小共済も含めた全ての共済事業の資金を一括して運用する体制を整備する。</p> <p>【従業員のための福祉施設融資業務】 実績が少ないので廃止する。</p>	<p>情報公開については、これまでも取り組んできたところであるが、今後ともその充実強化に努める。</p> <p>運用目標の設定等については、これまでも取り組んできたところであるが、今後ともその充実強化に努める。</p> <p>これまでも、経済・金融情勢に対応し、予定運用利回りの見直しを行ってきたところであるが、最近の激しい経済・金融情勢の変化を踏まえ、更に機動的な対応が可能となるような仕組みについて検討を行う。 積立不足の解消については、中小企業退職金共済制度の安定的運用を図る上で重要な課題であり、加入者間の負担の公平性を確保しつつ中長期的観点から解消を行う必要がある。</p> <p>各共済事業については、対象者が異なることから、それぞれの勘定間の資金の融通が法律上禁止されており、共済契約者の代表者等からなる運営委員会等に諮りながら各事業本部において区分経理の上、掛金の収納から資金運用、退職金の支払いまで一貫して行っている。資金運用だけを一括して行うことについては、共済契約者に対する運用責任が不明確になり、また、それぞれの共済事業ごとに、確保すべき運用利回りや流動性資金等についても違いがあることから、適当でない。</p> <p>中小企業退職金共済制度に加入する中小企業者への還元融資として、加入促進及び加入者の福祉事業の充実を図る観点から重要な役割を果たしてきたところであり、最近の実績が減少していることを踏まえつつ、その在り方について検討する。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【職業能力開発（ポリテクカレッジ，ポリテクセンター等）】 在職者訓練 地方独自のニーズに対応したものであり、裨益する地域・企業も限定されることから、真に高度なもののみ限定して、自己負担の増額等費用負担のあり方を見直すとともに、他は地方移管又は民営化する。</p> <p>講師の外部化、民間委託の拡大等により、時代の変化に対応した講習の効率的・効果的实施を図る。</p> <p>職業能力開発大学校 民間事業化又は公設民営化を行うとともに、自己負担の増額等費用負担のあり方を見直す。</p> <p>講師の外部化、民間委託の拡大等により、時代の変化に対応した講習の効率的・効果的实施を図る。</p> <p>離職者訓練 自発的離職者については、在職者並みの自己負担の導入を図る。</p> <p>【勤労者福祉施設（サンブラザ、スパウザ等）、移転就職者用宿舎業務】 廃止期限を明確にし（遅くとも改革期間内）、特に自己収入で運営費さえも賄えない施設については、できるだけ早期に廃止する。</p>	<p>機構の行う在職者訓練は、技術革新に伴い高度な技能者に対する需要が高まるなかで、中小企業等の高度な訓練ニーズを全国的に把握・集約しつつ実施しており、特定の地域のニーズに対応して行っているものではない。また、こうした高度な技能者育成については、民間にはその十分なノウハウがなく、地方公共団体の行う公共職業訓練においても十分な対応が行われていないことから、引き続き、機構が的確に実施することが不可欠である。</p> <p>なお、今後、適切な費用負担のあり方に係る検討を行うとともに、民間外部講師の一層積極的な活用に取り組む。</p> <p>職業能力開発大学校の学卒訓練においては製造業等の高度な技能者育成のための訓練を実施しており、技術者・研究者養成を行う大学（理工系）や事務・サービス等のホワイトカラーの養成を行う民間の専修・各種学校とは、その果たす役割が明確に異なる。こうした役割分担の下で、職業能力開発大学校の行う訓練は、高額な設備投資を要する等により民間では十分に対応できない部分であり、引き続き機構が実施する必要がある。</p> <p>なお、今後、適切な費用負担のあり方に係る検討を行うとともに、民間外部講師の一層積極的な活用に取り組む。</p> <p>離職者について、受講料を負担することが困難であることは、離職理由が「自発」か「非自発」かに無関係であり、これらの者に対し雇用保険による生活保障と併せて無料の職業訓練受講機会を提供することは、雇用対策の根幹をなすものである。また、自発的離職者への負担を求めることは、新規・成長分野への円滑な労働移動を通じて産業構造の転換を促進し、新たな雇用を確保していくという構造改革推進の基本姿勢とも相容れない。こうした観点から、離職者訓練については、「無料」の取扱とすべきものである。</p> <p>勤労者福祉施設及び移転就職者用宿舎については、鋭意、譲渡業務を進めているところであるが、協議先である地方公共団体は、財政状況が厳しいこと、特に宿舎については入居者がいることから、譲渡希望者を募るには非常に困難な状況にある。このため、廃止期限内での早期の廃止（譲渡）を進めるためには、雇用や地域経済等への配慮の必要性を十分勘案した上で、困難な状況を解消するための方策等の検討・策定を先行させる必要がある。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【雇用促進融資業務】 実績が少なく、政策的必要性が低下してきていることから、廃止する。</p> <p>【雇用開発及び職業能力開発にかかる各種助成金業務】 国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記する。さらに、事後評価を行い、その評価結果を踏まえて助成のあり方を適宜見直す。</p> <p>情報化の進展（電子政府の構築）等の社会経済情勢の変化を踏まえ、かつ、補助金等の配分に係る国の責任の明確化を図る観点から、助成の有効性が真に認められる補助金等であっても第三者に交付することを目的とした補助金等については、国が直接交付するのではなく国以外の法人を経由した方が合理的・効率的であることが明らかであるか否かについて検討を行った上で、交付主体・交付事務についての分担のあり方を検討する。</p> <p>【海外職業訓練】 機構の業務としては廃止し、（財）海外職業訓練協会に移管する。（国から直接に財団に委託）</p>	<p>雇用促進融資については、機構の合理化の一環として廃止する。</p> <p>機構が支給事務を行う各種助成金については、これまでも国の雇用対策の中でそれぞれの目的・目標の下で支給を実施してきたが、今後も、国が行う政策評価の中で目標を設定し、各年度の終了時における評価結果を踏まえ、必要に応じ、見直しを行う。 ただし、当該助成金の評価結果等を考慮せずに、一定期間経過後に機械的に助成措置を終了することは適当でない。</p> <p>機構においては、国に代わって雇用管理改善・能力開発等に係る相談援助等を実施し、そのノウハウを蓄積しているところである。そのノウハウを生かし、機構において助成金支給業務を相談援助等と一体的に行うことは合理的・効率的であり、こうした観点から助成金交付事務のあり方を検討する。</p> <p>本事業は、機構が職業訓練に係るノウハウ等をもって財団に指導等を行い、これらに財団の有する海外職業訓練の特殊性に係るノウハウ等を加味し実施してきているが、今後、事業内容を精査し、合理化を図った上で、引き続き機構を通じて委託することが適当であるものを除き、（財）海外職業訓練協会に業務を移管する方向で検討する。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【年金資金管理運用業務】 安全かつ効率的な運用を行うため、リスク運用を大幅に縮小するとともに、基金の業務としては廃止し、国（特別会計）が直接運用を行う制度に変更し、リスク運用の必要があるときには民間の専門会社に委託して行う。その際、明確な運用目標を設定し、適切に事後評価を行うとともに、運用管理・チェック体制の充実強化を図る。また、運用の内容や結果について、適切に情報を公開し、加入者の理解を得るよう努める。</p> <p>【大規模年金保養基地（グリーンピア）】 廃止期限を明確にし（遅くとも改革期間内）、特に自己収入で運営費さえも賄えない施設については、できるだけ早期に廃止する。</p> <p>【年金加入者住宅等融資業務】 年金を財源とした政策的住宅融資の必要性及び年金の現役世代還元という意義が希薄化していることから、廃止する。</p>	<p>安全かつ効率的な運用を行うためには、厳格な受託者責任の下、債券を中心とし一定程度株式を組み入れた資産構成割合により長期運用を行うことが不可欠。運用に当たっては、専門的な組織と専門性を備えた多数の職員が必要、国の株式保有は企業経営への直接干渉を招くとの懸念を払拭するため、国の監督の下、国からの資金を受けて株式を保有する機関が結局必要。従って、国の直接運用は不適切であり、国と別の機関が運用する必要がある。また、運用目標等は対応済み。</p> <p>現在、地方公共団体等への譲渡を鋭意進めているが、その財政状況が厳しく、譲渡は困難な状況にある。今後、雇用や地域経済等への配慮の必要性を十分勘案した上で、事業廃止時期を早めることを検討する。</p> <p>本事業は、長期間保険料を払い続ける被保険者への福祉還元。一方、次期年金制度改正においては、現役被保険者や事業主の理解を得るのが必要な保険料引上げや少子化対策の在り方が課題。従って、その中で、年金掛金を原資に組合員に住宅等の融資を行っている共済組合とのバランス（官民格差）も考慮しながら、現役被保険者の意見を十分踏まえ、年金制度独自の融資事業の在り方を幅広く検討する。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【補助金交付事業】 国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記する。</p> <p>国、他の特殊法人等又は地方公共団体が、類似の事業を実施していると認められることから、事業の統合を図り、どうしても複数の主体が実施する場合の基準を明確にする。</p> <p>(以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。) 補助金交付事業について、交付先及び交付額を含め積極的な情報開示を行う。</p> <p>補助金交付の趣旨・目的・責任の明確化の観点から、助成先における助成金交付事業については、当該助成先を経由したほうが合理的・効率的であることが明らかな場合を除き、廃止する。</p> <p>【中央競馬関係事業】 管理経費・競走事業費の削減など更なる事業の効率化を図る。</p>	<p>国の目標については、「食料・農業・農村基本計画」等に明確に定め、本事業も、国の事業を補完するものとして、この目標の達成のために実施しており、一定の効果を上げている。事業内容の見直しについては、これらの目標の達成状況を踏まえつつ、その時々的情勢を踏まえた対応を行うことが必要であり、一律に終期を定めることは不適切である。</p> <p>国、他の特殊法人等の事業とは、農林水産大臣の認可に当たり所要の調整を行っており重複はないが、更なる区分の明確化を図るべく検討を行う。なお、地方自治体は各々の地域の必要性に基づいて自らの判断により事業を実施しているところであり、地方公共団体が行う事業との統合は困難である。</p> <p>補助金交付事業について、採択した事業等につき、情報開示を行っているところであるが、今後とも一層の情報公開を進める。</p> <p>競馬施行業務に専念するための措置であり、交付事務の効率化、円滑な推進、事務財源の増大等から判断すると、助成対象分野の専門知識を有する法人に行わせる方が、競馬会自ら交付業務を行う組織を有するよりも、合理的・効率的である。</p> <p>売上げの動向等を踏まえ、積極的に管理経費・競走事業費等の削減を図り事業の効率化を進める。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【補助金交付事業（貸付事業を含む。）】 国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記する。</p> <p>国、他の特殊法人等又は地方公共団体が、類似の事業を実施していると認められることから、事業の統合を図り、どうしても複数の主体が実施する場合の基準を明確にする。</p> <p>貸付事業は近年実績が少ないため、廃止する。</p> <p>(以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。) 補助金交付事業について、交付先及び交付額を含め積極的な情報開示を行う。</p> <p>補助金交付の趣旨・目的・責任の明確化の観点から、助成先における助成金交付事業については、当該助成先を経由したほうが合理的・効率的であることが明らかな場合を除き、廃止する。</p> <p>【競輪関係事業】 管理経費の削減など更なる事業の効率化を図る。</p>	<p>自転車競技法において競輪の目的とされる自転車等機械工業の振興や公益事業の振興は、普遍性を有するもの。競輪の開催は、その社会還元であるこれらの事業に係る国民の理解を前提として認められていることから、補助事業自体は、終期の設定等になじむものではない。他方、個別事業については、日本自転車振興会が、毎年度、外部有識者の意見を踏まえ、補助事業の具体的内容を定める「補助方針」を改正するとともに、同方針に従い全要望案件を精査した上で、その重点的・限時的な選定を行ったものにつき、経済産業大臣の認可を受けて実施しており、かかる過程を通じて、社会経済情勢の変化に即応した不断の見直しが行われている。</p> <p>補助事業は、競輪の社会還元として、中核団体である日本自転車振興会が一元的に実施。社会的ニーズや国等の施策の方向性を踏まえ、NPO法人の事業や先駆的な事業の支援を行うなど、その量的・質的補完に努めている。補助事業の選定に当たっては、関係省庁の意見を聴くこと等を通じ、国等の施策との整合性を図るとともに、同一の事業について国等と重複した補助を行わないこととしている。</p> <p>自転車産業は、競輪の公正・円滑な実施を側面から支えるものであり、競輪の中核団体である日本自転車振興会が、自転車産業の期待に応えていくことは必要不可欠。</p> <p>補助事業の手続き、交付先、補助事業名、交付額等については、既に日本自転車振興会が、HPを含め、積極的な情報公開を行っている。</p> <p>助成先における助成金交付事業については、必要とされる専門知識、機動的な事業実施の必要性などから、日本自転車振興会がかかる事業方式を採用することが合理的・効率的であると認めた場合に限って実施している。</p> <p>競輪の売上げ動向等を踏まえ、今後とも、人件費を含む管理経費の削減など事業の効率化に取り組む。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【補助金交付事業】 国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記する。</p> <p>国、他の特殊法人等又は地方公共団体が、類似の事業を実施していると認められることから、事業の統合を図り、どうしても複数の主体が実施する場合の基準を明確にする。</p> <p>(以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。) 補助金交付事業について、交付先及び交付額を含め積極的な情報開示を行う。</p> <p>【地方競馬関係事業】 管理経費の削減など更なる事業の効率化を図る。</p>	<p>国の目標については、「食料・農業・農村基本計画」等に明確に定め、本事業も、国の事業を補完するものとして、この目標の達成のために実施しており、一定の効果を上げている。事業内容の見直しについては、これらの目標の達成状況を踏まえつつ、その時々的情勢を踏まえた対応を行うことが必要であり、一律に終期を定めることは不適切である。</p> <p>国、他の特殊法人等の事業とは、農林水産大臣の承認に当たり所要の調整を行っており重複はないが、更なる区分の明確化を図るべく検討を行う。なお、地方自治体は各々の地域の必要性に基づいて自らの判断により事業を実施しているところであり、地方公共団体が行う事業との統合は困難である。</p> <p>補助金交付事業について、採択した事業等につき、情報開示を行っているところであるが、今後とも一層の情報公開を進める。</p> <p>地方競馬の売上げ動向等を踏まえ、積極的に定員や管理的経費等の削減に取り組む。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【補助金交付事業（貸付事業を含む。）】 国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記する。</p> <p>国、他の特殊法人等又は地方公共団体が、類似の事業を実施していると認められることから、事業の統合を図り、どうしても複数の主体が実施する場合の基準を明確にする。</p> <p>貸付事業は廃止する。</p> <p>(以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。) 補助金交付事業について、交付先及び交付額を含め積極的な情報開示を行う。</p> <p>補助金交付の趣旨・目的・責任の明確化の観点から、助成先における助成金交付事業については、当該助成先を経由したほうが合理的・効率的であることが明らかな場合を除き、廃止する。</p> <p>【オートレース関係事業】 管理経費の削減など更なる事業の効率化を図る。</p>	<p>小型自動車競走法においてオートレースの目的とされる小型自動車等機械工業の振興や公益事業の振興は、普遍性を有するもの。オートレースの開催は、その社会還元であるこれらの事業に係る国民の理解を前提として認められていることから、補助事業自体は、終期の設定等になじむものではない。他方、個別事業については、日本小型自動車振興会が、毎年度、外部有識者の意見を踏まえ、補助事業の具体的内容を定める「補助方針」を改正するとともに、同方針に従い全要望案件を精査した上で、その重点的・限時的な選定を行ったものにつき、経済産業大臣の認可を受けて実施しており、かかる過程を通じて、社会経済情勢の変化に即応した不断の見直しが行われている。</p> <p>補助事業は、オートレースの社会還元として、中核団体である日本小型自動車振興会が一元的に実施。社会的ニーズや国等の施策の方向性を踏まえ、NPO法人の事業や先駆的な事業の支援を行うなど、その量的・質的補完に努めている。補助事業の選定に当たっては、関係省庁の意見を聴くこと等を通じ、国等の施策との整合性を図るとともに、同一の事業について国等と重複した補助を行わないこととしている。</p> <p>日本小型自動車振興会の貸付事業は、オートレースを支える小型自動車産業界のニーズに対応できるよう、他の公営競技と同様に法律上規定されているものであり、これを廃止することは不相当。</p> <p>補助事業の手続き、交付先、補助事業名、交付額等については、既に日本小型自動車振興会が、HPを含め、積極的に情報公開を行っている。</p> <p>助成先における助成金交付事業については、必要とされる専門知識、機動的な事業実施の必要性などから、日本小型自動車振興会がかかる事業方式を採用することが合理的・効率的であると認めた場合に限って実施している。</p> <p>オートレースの売上げ動向等を踏まえ、今後とも、人件費を含む管理経費の削減など、更なる事業の効率化に取り組む。</p>

事務局案	所管省庁の意見
<p>【補助金交付事業等】 国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記する。</p> <p>国、他の特殊法人等又は地方公共団体が、類似の事業を実施していると認められることから、事業の統合を図り、どうしても複数の主体が実施する場合の基準を明確にする。</p> <p><以下の項目については、見直しの結果実施する業務について適用する。> 補助金交付事業について、交付先及び交付額を含め積極的な情報開示を行う。</p> <p>補助金交付の趣旨・目的・責任の明確化の観点から、助成先における助成金事業については、当該助成先を経由したほうが合理的・効率的であることが明らかな場合を除き、廃止する。</p> <p>関連法人に対する出資・寄付を行わないことを原則とする。また、同一法人等に対する補助が一定期間継続しないことを原則とする。</p>	<p>モーターボート競走法の目的とする船舶製造事業の振興、海事思想の普及、公益事業の振興等は、一般性、普遍性を持つものであり、また、これらの事業に対する国民の理解を前提に競走の実施が認められている。このため、助成金交付事業自体は、国による政策目標や終了期限の設定等になじむものではないが、個別事業の実施に際しては、毎年、国土交通大臣の認可を受けて実施しており、その際、分野別の重点項目を設定して、助成事業の選定を行い、期間を明示の上、助成を行っている。</p> <p>助成対象事業の選定に当たっては、国、他の特殊法人等又は地方公共団体の事業と重複しないよう関係省庁の意見を聴き、選定を行っており、国等の施策との不整合等が生じないようにしている。</p> <p>指摘のとおり、助成金交付事業の交付先、交付額、助成事業の成果及び申請から決定に至る手続きについて、ホームページなどで積極的な情報開示を行っている。</p> <p>指摘のとおり、助成先における助成金交付事業については、助成対象分野における専門知識や広い知見に照らし、合理的・効率的な事業実施がされると判断される場合に限定して実施している。</p> <p>事業目的や内容によっては、計画的な基金形成を行うための出資や事業に対する助成を継続する場合もあり得るが、この場合においても、これらの助成の成果を常に評価しつつ、毎年度の助成を行っている。</p>